

品質保証について(スマートメタル)

(元請業者様に対して下記保証を実施しています)

製品本体保証【新築】

保証 ケイミュー株式会社では元請業者様(住宅会社様、工務店様)に対して
製品 「スマートメタル」本体について「製品本体保証」を実施しています。
本体

■保証内容

- ①本製品自体の不具合による室内への雨水の浸入が生じないこと。
(メタル役物は除く)
- ②表面塗膜側より腐食による穴あきが発生しないこと。
- ③腐食による著しい赤錆の発生がないこと。
(赤錆の発生面積が全施工面積の5%以下であること)
- ④塗膜のひび、割れ、剥がれ、膨れが2m離れて目立たないこと。但し、変褐色は含まない。

但し、現地で加工された部位や現地加工用コイル等を使用し、弊社製品以外で加工された役物は除く。

また、他社製品と混同して使用された場合は除く。

尚、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

■保証期間

日本国内(沖縄及び離島を除く)の通常的环境下において本製品の施工完了日より10年間とします。

※但し、本保証に基づき補償が行われた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。

※製造日から6ヶ月経過後に施工された場合には製造日から10年間とします。

■保証条件

- ①保証書が発行された**新築物件**。
- ②施工チェックリストが提出された物件。
- ③弊社が定めた「設計施工マニュアル」に従って、設計施工された日本国内の物件。

■保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として**元請業者様**(住宅会社様、工務店様)とします。

■補償方法

1. 室内への雨水の浸入:不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度の性能に修復させるものとし、次の何れかの方法をもって対応させていただきます。
 - ①不具合部の部分補修
 - ②代替製品の無償提供
 - ③その他最も適切と認められる方法による補償
2. 穴あき、赤錆、塗膜の不具合:不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度の性能に修復させるものとし、次のいずれかの方法をもって対応いたします。いずれの補償方法によるかは貴社と協議のうえ、弊社が決定させていただきます。
 - ①不具合部の部分補修
 - ②代替製品の無償提供
 - ③その他最も適切と認められる方法による補償

■免責事由

以下の事由により不具合が発生した場合には、保証の適用を除外する。

- ①弊社設計施工マニュアルに記載された設計基準に反する立地条件、設計がなされている場合。
- ②弊社設計施工マニュアルに記載された標準施工法に反する施工、あるいは施工業者個人による施工上の瑕疵、或いは不法行為、債務不履行等による場合。
- ③元請業者様の施工管理が十分になされなかったことによる場合。
- ④現場での乱雑な運搬・保管、取扱いによる場合。
- ⑤現地調達品(釘、ビス等)など弊社純正部品以外の不具合による場合。
- ⑥屋根工事後における増改築・補修並びに太陽光発電システムやアンテナ等の設備あるいは付属品等の取付けによる場合。
- ⑦本製品の施工工事以外の建築施工上の欠陥による場合。
- ⑧保証期間経過後に申し出がなされたもの、又は保証期間内でも初期の損傷を弊社に適切な連絡を行わず長期間放置したために生じた拡大損害の場合。
- ⑨入居者(管理人を含む)又は第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失による場合。
- ⑩施工時に生じた傷を、適切な補修を行わず放置したために生じた傷が目立つ場合。
- ⑪建物自体の変形や変位等による場合。
- ⑫内部結露による下地材の腐食、経年変化による下地材の反り・くずれ等による場合。
- ⑬密着曲げ加工部及び端面部、ボルトナットの接触面又はその部分に起因する場合。
- ⑭不適当な他材料(銅、鉛、ステンレス等の異種金属、銅イオンを含む防腐処理木材、その他鋼板の腐食を促進させる材料や電触作用や化学的又は物理的变化を生じさせる他材料等)と組み合わせて使用したことによる場合。
- ⑮雨がかりが全くしない場所で使用した場合や水はけが悪い箇所や鋼板の重ね合わせ部分等水が滞留する部分に起因する場合。
- ⑯切粉等のもらい錆による場合。
- ⑰施工後の外力(ボール、氷雪害等)に起因する場合。
- ⑱天災(周りの戸建の過半数が被害を受ける自然災害や不可抗力)又は地盤・周辺環境・公害などに起因する場合。
- ⑲特殊環境地域(温泉場や絶えず蒸気等により製品が濡れているような環境の地域、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場並びに地域、湖・河川等の周辺でしぶきがかかるような地域、煙塵及び金属粉・石粉が堆積する地域)、及び多雪地域で使用された場合の損傷。
- ⑳海岸線より500m未満、海塩粒子が飛散する場所または融雪剤、凍結防止剤等により塩害発生のおそれのある地域。
- ㉑契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による場合。
- ㉒保証書発行申請書あるいは提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があった場合。
- ㉓その他弊社の責によらない損傷に起因する場合。

《保証書発行申請手順》 弊社指定の保証書発行申請書に必要事項をもれなくご記入の上、弊社営業所へご提出ください。

※当社の屋根材は、基準通りの下地、標準施工および長期に亘る安定した建物構造を前提として品質が発揮されます。